

○甲斐市低入札価格調査実施要領

平成16年9月1日

訓令第77号

改正 平成19年3月28日訓令第9号

平成23年3月22日訓令第1号

令和3年3月11日訓令第2号

第1 趣旨

この訓令は、本市が発注する建設工事の低入札価格調査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 対象建設工事

低入札価格調査の対象とする建設工事（以下「対象工事」という。）は、調査基準価格を設定するすべての建設工事とする。

第3 調査基準価格の設定

調査基準価格は、当該対象工事の直接工事費及びその他の諸経費などの割合を考慮して、当該契約案件ごとに定めるものとする。

第4 予定価格調書への記載

第3により設定した調査基準価格を、予定価格の記載した書面に「調査基準価格〇〇円」と記載する。

第5 入札参加者への周知

本調査の円滑な運用を図るため、入札前に、調査基準価格を下回る入札を行った者は、最低価格入札者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある旨を周知させるものとする。

第6 入札の執行

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、入札者に対して「保留」と宣言し、落札者は、後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

第7 調査の実施

当該対象工事の所管課長は、調査基準価格を下回る価格の入札があった場合、その価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否か

について、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

第8 調査の結果、適合した履行がされると認めた場合の措置

当該対象工事の所管課長が調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した工事が確実に履行されると認めたときは、契約担当者は、当該対象工事の所管課長の調査の結果及び意見を記載した「低入札価格調査表」を付して、「低入札価格審査委員会」（別添）に諮り最低価格入札者を落札者と決定し、直ちに最低価格入札者に対し、落札した旨を通知するとともに、他の入札参加者に対してその旨を知らせるものとする。

第9 調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認めた場合の措置

当該対象工事の所管課長が調査の結果、最低価格入札者の入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、契約担当者は、当該対象工事の所管課長の調査の結果及び意見を記載した「低入札価格調査表」を付して、「低入札価格審査委員会」にその意見を求めなければならない。

2 低入札価格審査委員会の審査及び意見

低入札価格審査委員会は、契約担当者から意見を求められたときは、審査を行い、意見を述べるものとする。

3 低入札価格審査委員会の意見に基づく落札者の決定等

(1) 低入札価格審査委員会の意見が、その価格をもっては、契約の内容に適合した履行が確保できないおそれがあると認められる意見であった場合は、契約担当者は、最低価格入札者を落札者とせずに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。

この場合、次順位者が基準価格を下回る入札者であった場合には、第7以降と同様の手続によって行うものとする。

(2) 契約担当者は、低入札価格審査委員会の意見のうち、多数の意見が自己の意見と異なった場合においても、なお、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたことについての合理的な理由があるときには、次順位者を落札者とすることができる。

(3) 契約担当者は、次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対しては落札者とし、次順位者に対しては落札者となった旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては、次順位者が落札者となった旨の通知をするものとする。

附 則

この訓令は、平成16年9月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日訓令第9号）抄
（施行期日）

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月22日訓令第1号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月11日訓令第2号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別添（第8関係）

甲斐市低入札価格審査委員会設置運営要領

（趣旨）

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事の低入札価格調査を適正に実施するため、低入札価格審査委員会設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第2条 この委員会は、「低入札価格審査委員会」（以下「審査委員会」という。）と称する。

（構成）

第3条 審査委員会の構成は、副市長、教育長、総合戦略部長及び当該工事発注担当部長をもって構成する。

2 審査委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

（会議）

第4条 審査委員会は、契約担当者から意見を求められ、又は委員長が必要と認めたとき、委員長が招集する。

- 2 審査委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を審査委員会に出席させて意見を求めることができる。

(審査委員会の職務)

第5条 審査委員会は、最低価格入札者がした入札価格について、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを審査し、意見を取りまとめるものとする。

(庶務)

第6条 審査委員会の庶務は、総合戦略部財政課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、審査委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成16年9月1日から施行する。